資料１

竜野川特定都市河川指定の概要

令和７年７月

竜野川流域水害対策協議会

目　次

１．河川の概要

２．洪水被害の概要

３．特定都市河川指定の概要

４．特定都市河川流域における対策

1. 河川の概要（流域概要）

- 竜野川は、緑川水系に属している。
- 竜野川は、上益城郡甲佐町上早川付近を源とし、甲佐町糸田等の市街地を通り、緑川に接続する県管理区間延長2.3km、流域面積15.0km^{2}の河川である。
- 流域は、上益城郡甲佐町の1町からなっている。

竜野川下流部
（撮影地点①）

竜野川中流部
（撮影地点②）

大井手川 左岸堤内地（緑川右岸堤防より）
（撮影地点③）

大井手川
（撮影地点④）

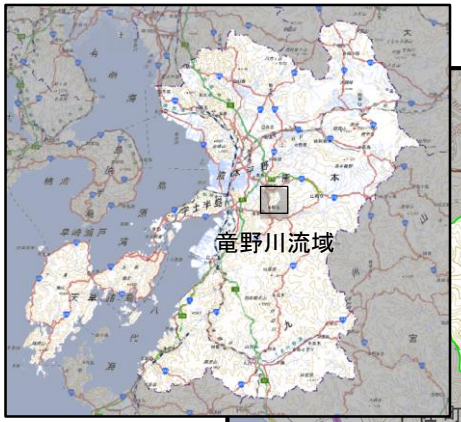

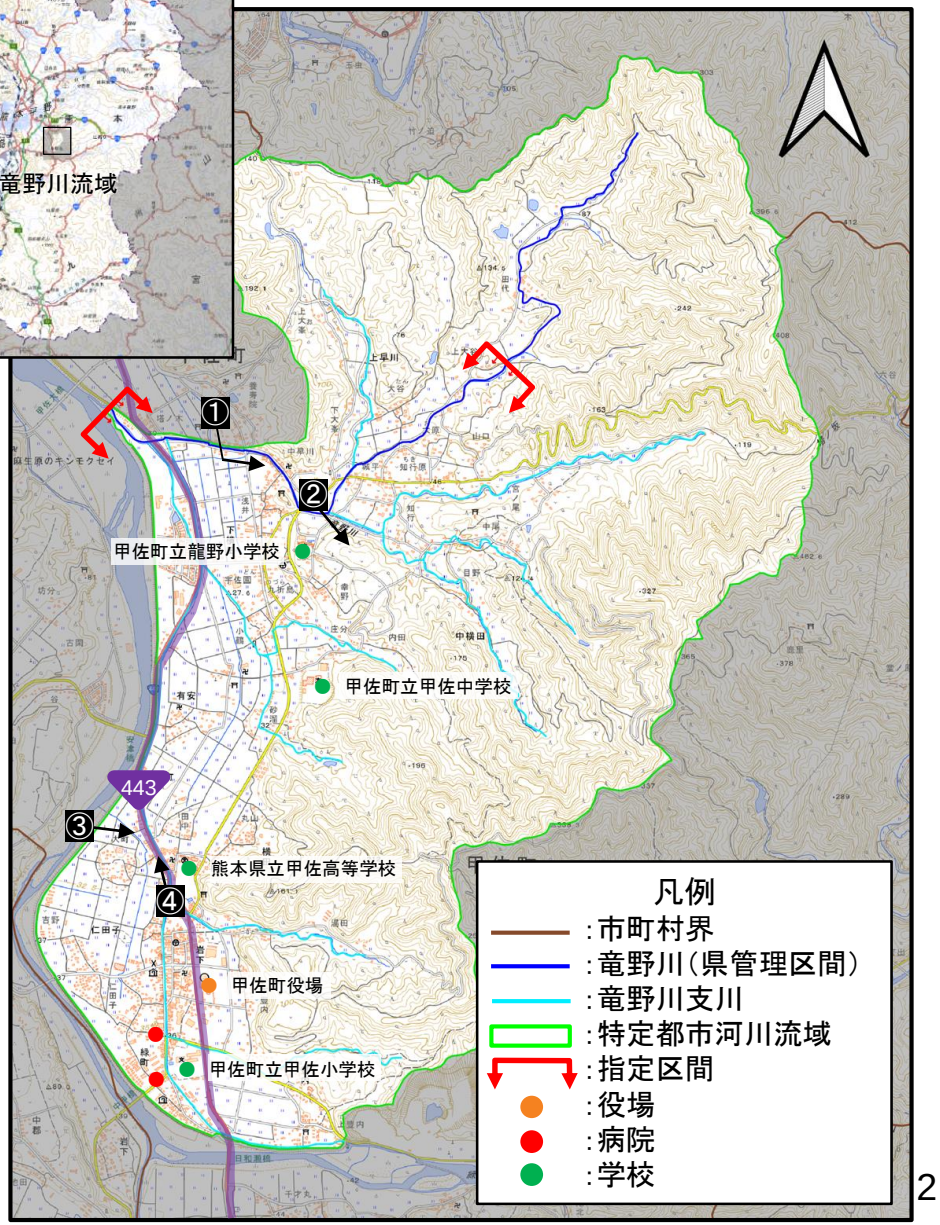

1. 河川の概要（社会特性）

■ 竜野川流域内の土地利用は、森林が約58%を占め、田畑等の農地が約27%、宅地等の建物用地が約12%の割合となっている。また可住地における建物用地の割合は約31%である。

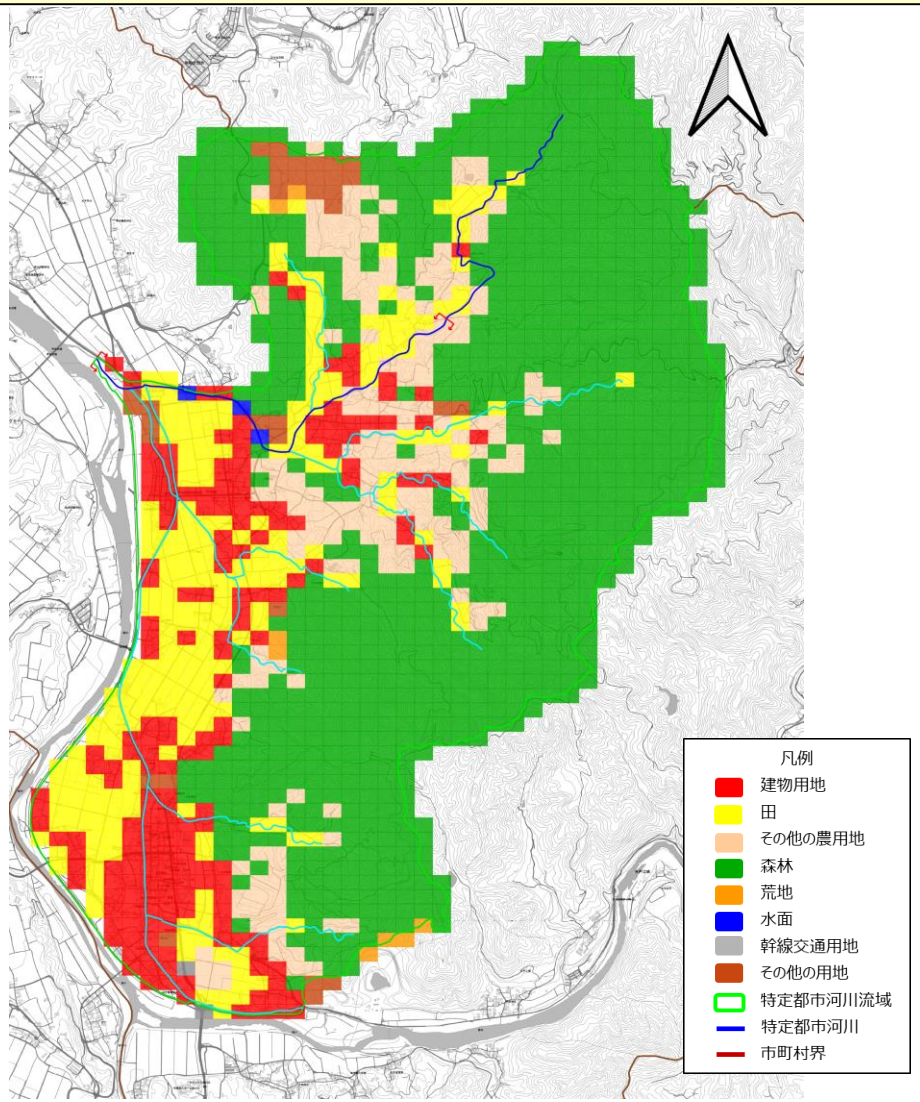

※）令和3年度土地利用細分メッシュデータ（国土数値情報）より

竜野川流域の土地利用状況(令和3年)

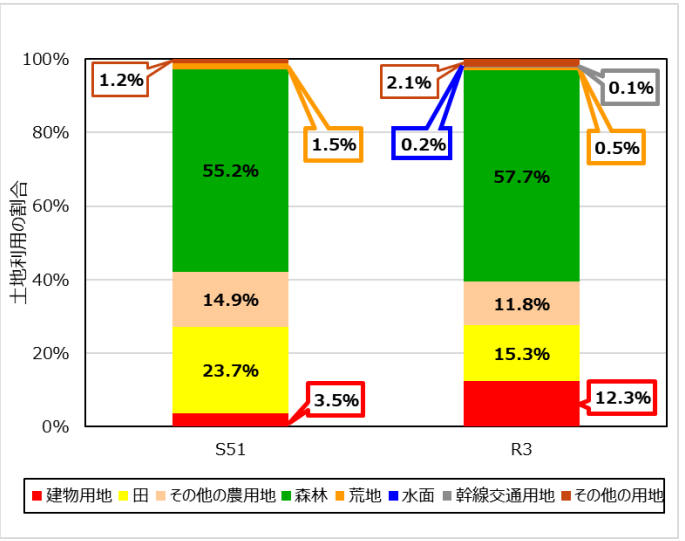

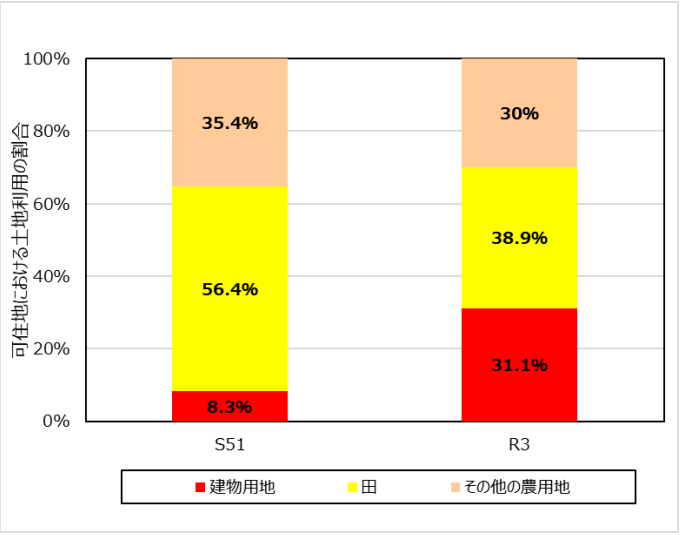

2. 洪水被害の概要（平成19年7月洪水）

■ 平成19年7月の梅雨前線豪雨では、町の中心部を南北に縦断する大井手川とそれに流入する湯田川及び南谷川で越水が発生し、役場周辺で広範囲に浸水被害が発生。

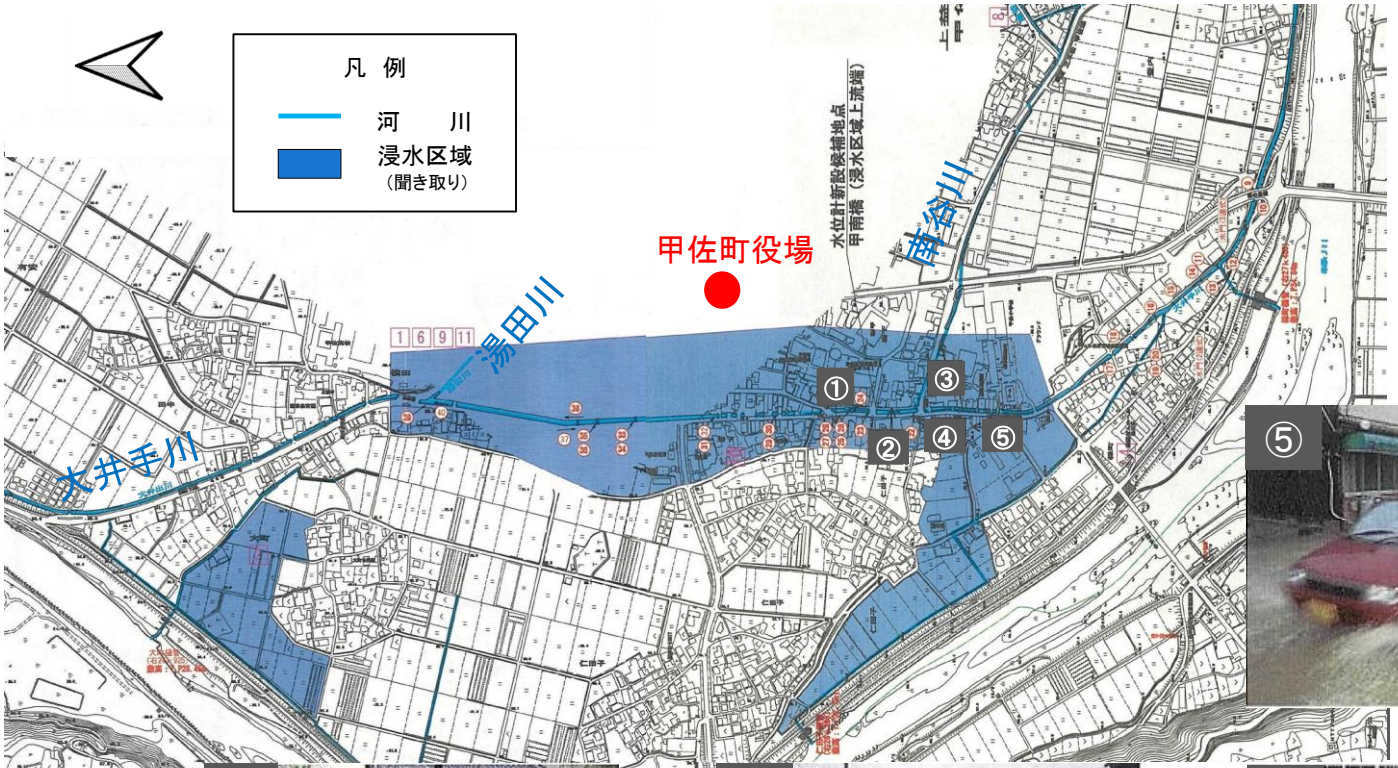

平成19年7月豪雨被害（大井手川及び支川（湯田川、南谷川）合流部で浸水被害が発生）

2. 洪水被害の概要（平成28年6月洪水）

■ 平成28年6月の梅雨前線豪雨では、町中心部や竜野川周辺で多くの浸水被害が発生。
■ 宮ノ尾川では多くの流木が堆積し、土砂流木を含めた濁流により町内で被害が発生。

国道冠水

内田川洪水状況

▲龍野小学校下四叉路周辺の道路崩壊

▲宮ノ尾川の流木堆積

▲大井手川氾濫の様子（岩下地区）

▲平常時の大井手川（岩下地区）

商店街浸水（1）

商店街浸水（2）

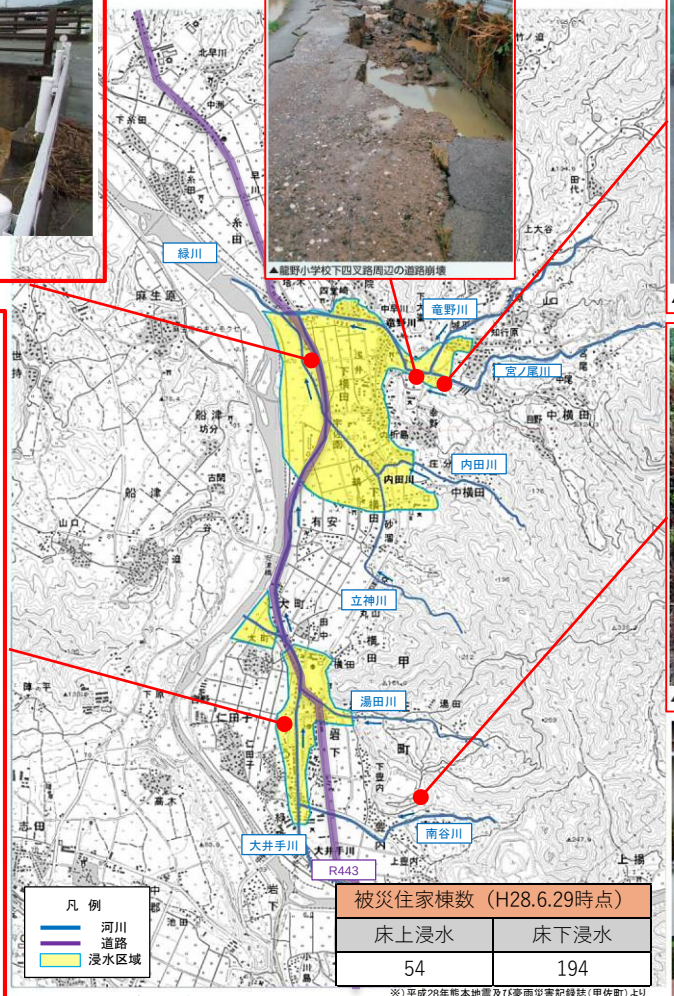

被災住家棟数（H28.6.29時点）	
床上浸水	床下浸水
54	194

※）平成28年熊本地震及び豪雨災害記録誌（甲佐町）より

※浸水域は全てを把握できていない

平成28年6月21日洪水の浸水区域

▲下豊内地区の農道のり面崩落

▲坂谷川氾濫による護岸崩壊

2. 洪水被害の概要（令和5年7月洪水）

■ 令和5年7月の梅雨前線豪雨では、中甲橋の水位観測所で氾濫危険水位4.6mに迫る4.57mを記録し、町中心部を流下する町管理河川の湯田川や大井手川で浸水被害が発生。
■ また、緑川本川の高水敷に整備されている「甲佐町総合運動公園」でも浸水が発生。

令和5年6月29～7月3日
甲佐町降水量
期間総雨量 373.5㎜
最大1時間 79.0㎜

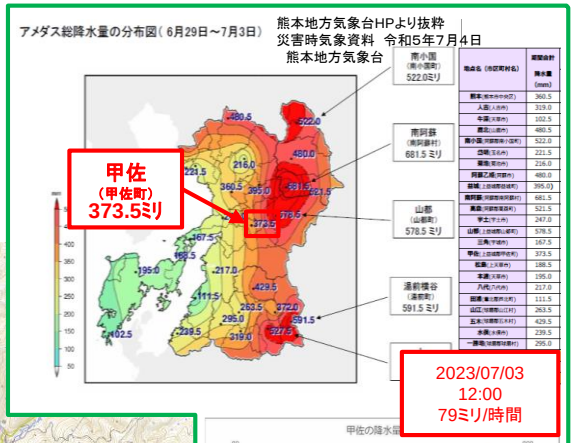

甲佐町総合運動公園

2. 洪水被害の概要（これまでの浸水被害対策）

■ 甲佐町管内では、平成28年6月の梅雨前線豪雨（近年降雨で最大）をはじめとした浸水被害に対して、被害の軽減、抑制、防止するための対策を検討し、国、県、町において、以下の対策に着手している。

■下横田排水ポンプ場整備事業（町）
R3年度完成

【河川改修事業（国）】
■堤防整備　河川整備計画

■馬門川浸水対策事業（町）
工事実施中

【河川改修事業（国）】
■船津地区河川防災ステーション
工事実施中

■大町地区排水ポンプ場整備事業（町）
R6年度完成

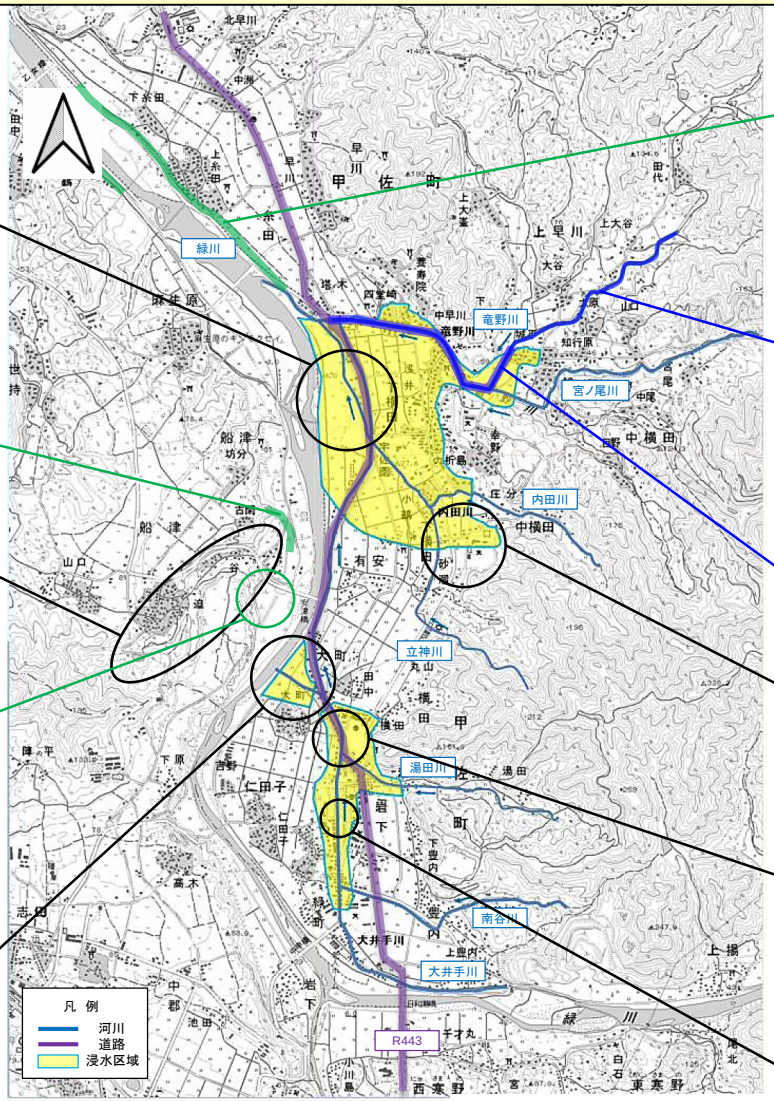

※浸水域は全てを把握できていない。

平成28年6月21日洪水の浸水区域

【河川改修事業（国）】
■堤防整備　河川整備計画

■竜野川河道掘削事業（県）
巡視・点検を行い、適時実施

【河川改修事業（県）】
■堤防整備・河道掘削　河川整備計画

■中横田地区浸水対策事業（町）
実施中

■大井手川浸水対策事業（町）
工事実施中

■鮎緑橋嵩上げ（町）
R3年度完成

3. 指定の概要（指定要件1）

特定都市河川の指定要件の適否に係る検討の手順

河川・流域の基本事項の把握

・河川及び流域（集水域及び氾濫域）の諸元
河川延長、流域界、下水道の排水区域、流域面積、浸水被害の軽減に資する施設の整備状況
流域内の土地利用（都市計画に関する基礎調査等による資料）、土地利用計画
・水害実績
水害統計、流域内の地方公共団体等が保有する水害に関する資料
・沿川の市街化の状況、接続先の河川との関係、河川周辺の地形その他の自然的条件

要件１【都市部を流れる河川】

以下のいずれかの区域を流れる河川か

・市街化区域
・家屋が連坦する地域の中心部
・役場等の重要施設が立地する区域
・その他流域内の人口・資産が集積した区域

NO

YES

要件２【著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれ】

水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域の指定済み又は指定予定河川か

NO

YES

要件３【河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性により困難】

河道・洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が困難な以下のいずれかに該当する河川か

①流域内の可住地において市街化されている土地の割合が概ね５割以上であり市街化が著しく進展している河川
②接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川
③地形（狭窄部、天井川）や地質、貴重な自然環境や景勝地の保護等のため河床掘削や河道拡幅が困難な河川又は海面の干満差による潮位変動の影響により排水困難な河川

NO

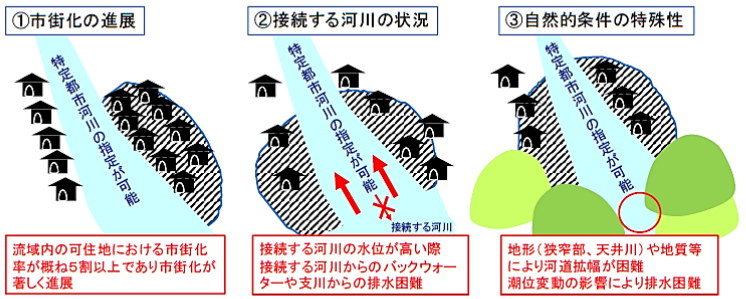

YES

特定都市河川の指定による流域治水の推進

特定都市河川の指定に該当しない

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行 に関するガイドライン（令和7年3月）

【要件①】 都市部を流れる河川

■ 竜野川およびその支川の周辺には家屋が連坦し、甲佐町役場や社会福祉施設・医療施設などの重要な施設も立地している。

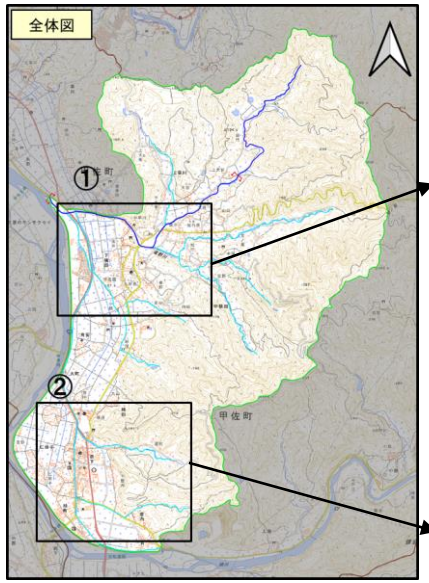

3. 指定の概要（指定要件2）

【要件②】 著しい浸水被害が発生する、またはそのおそれがある河川

■ 竜野川は、令和4年3月29日に水防法第14条第2項に基づく洪水浸水想定区域を指定し、公表済み。

緑川水系竜野川　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

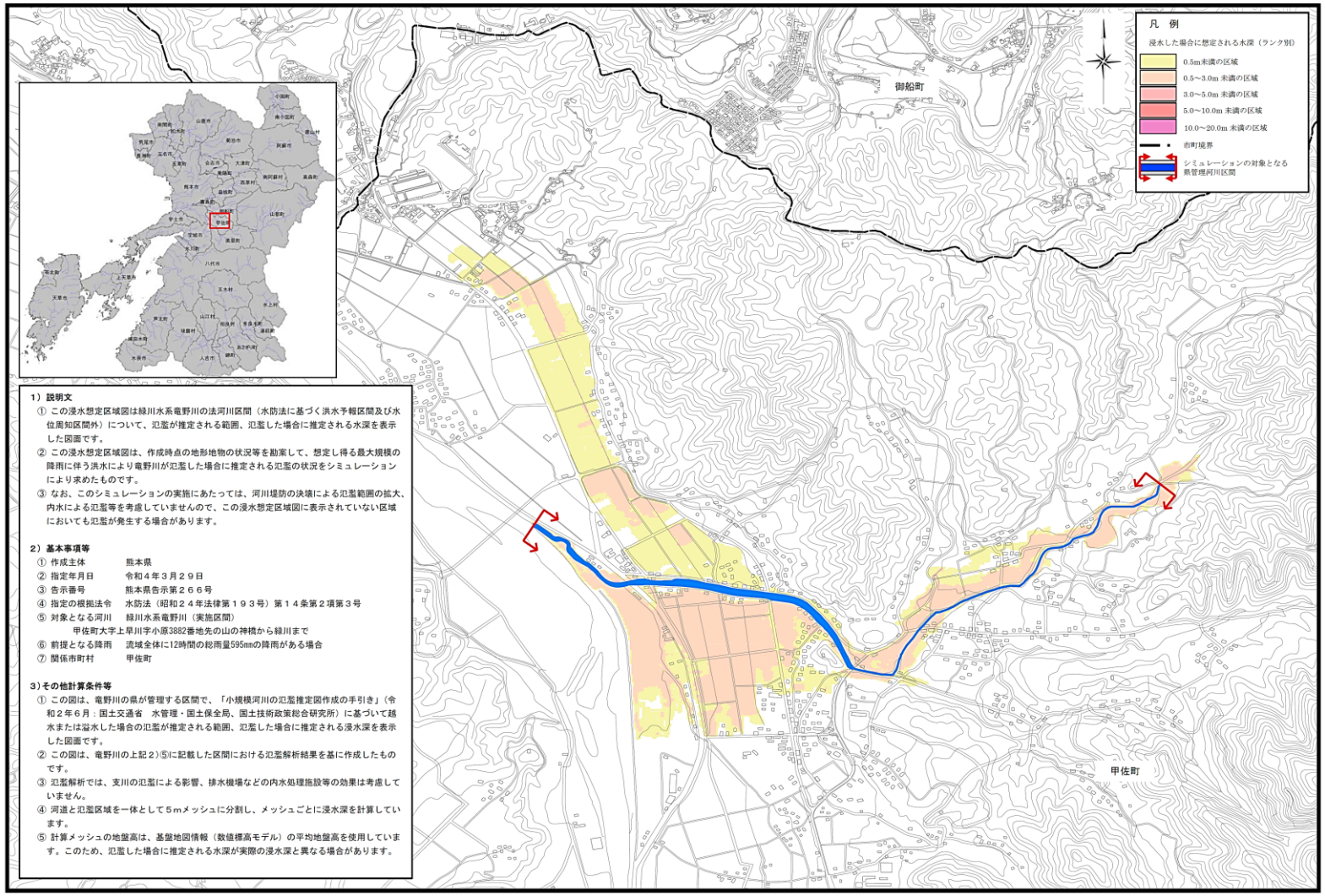

3. 指定の概要（指定要件3）

【要件③】 河川周辺の地形や自然的条件の特殊性 （接続する河川からのバックウォーターや接続する河川への排水制限が想定される河川）

■ 竜野川及びその支川内田川は、接続する緑川本川からのバックウォーターの影響により、本川への排水の制限が想定される。

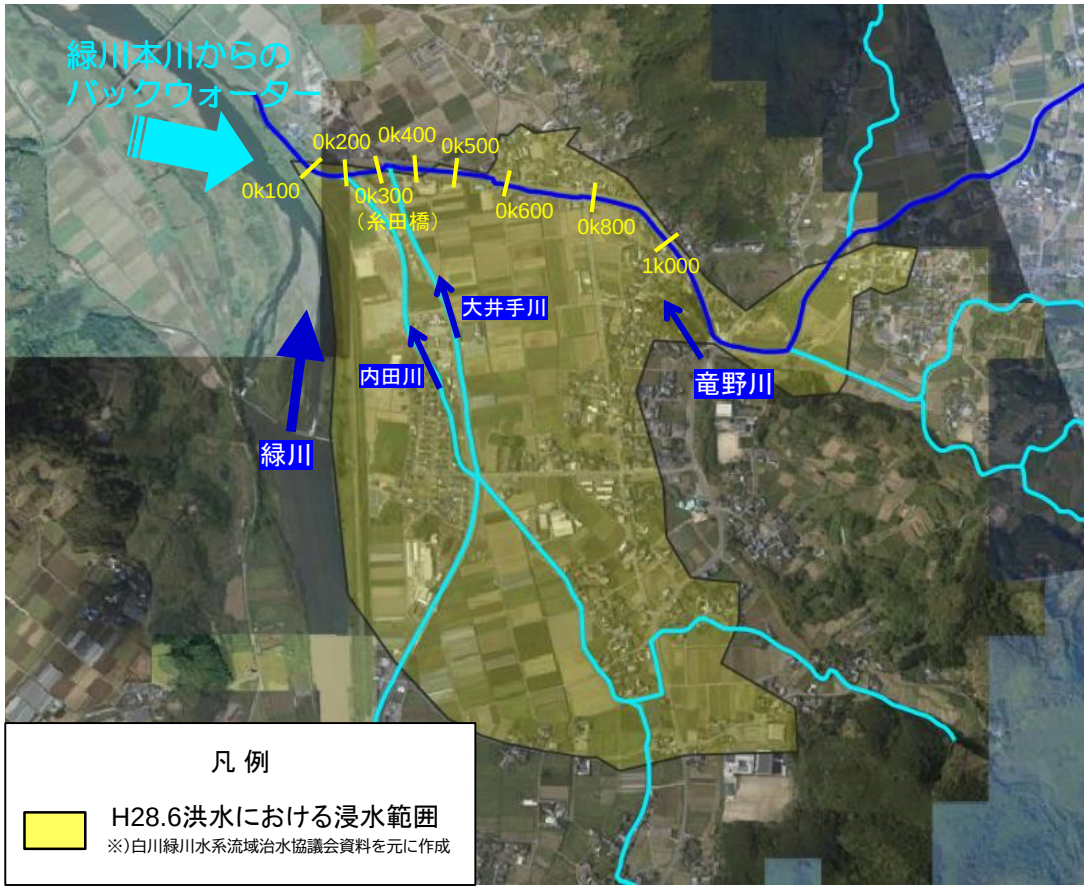

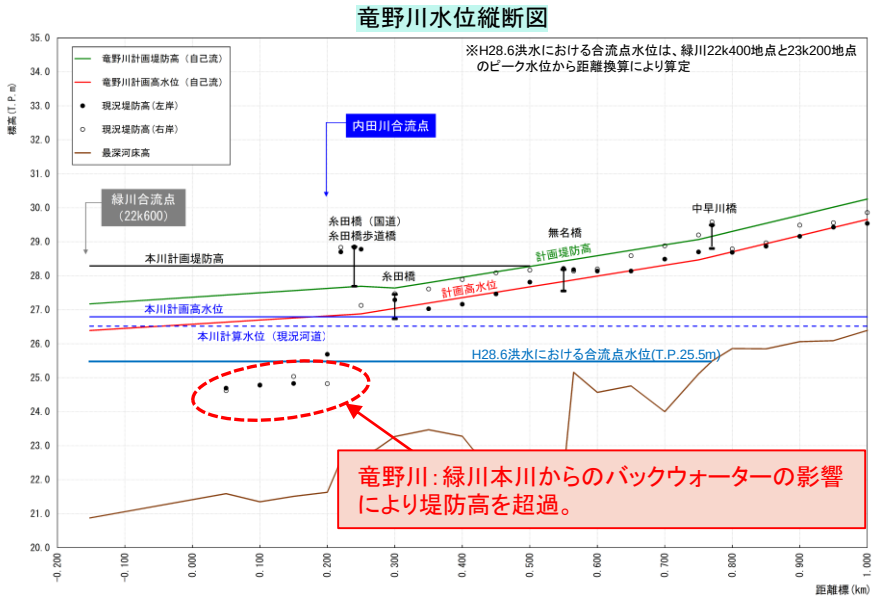

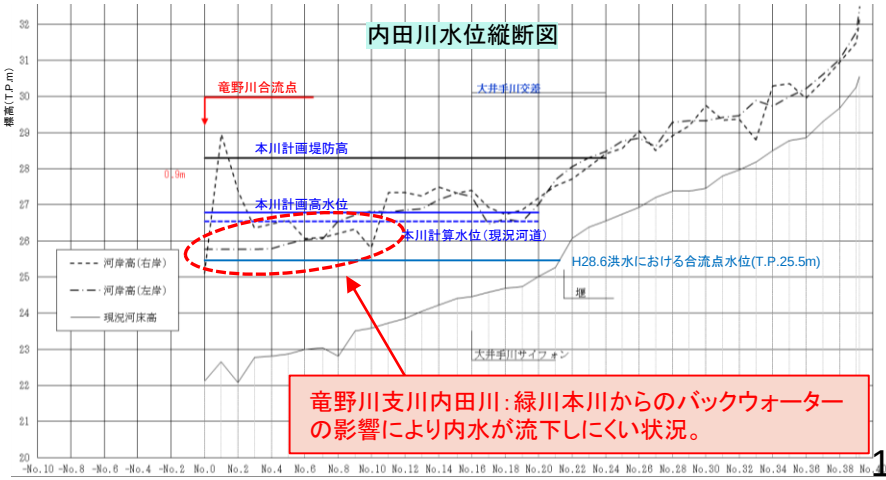

- 竜野川は、平成28年6月洪水において、緑川本川からのバックウォーターの影響により堤防高を超過し、浸水が発生している。
- 竜野川の下流部（0k200付近）で合流する支川内田川においても、バックウォーターの影響により内水が流下しにくい状況となり、浸水が発生している。

4. 特定都市河川流域における対策

■ 令和3年5月の特定都市河川浸水被害対策法の改正を受け、竜野川流域における浸水被害軽減対策を加速するため、竜野川を令和7年3月28日付けで特定都市河川に指定。
■ 竜野川流域において、国、県、町、企業、住民等のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」を進めていく。

流域治水　熊本県　甲佐町　国土交通省

令和７年３月２１日
熊本県
甲佐町
九州地方整備局
熊本河川国道事務所

熊本県内の河川 “初”
緑川水系竜野川を「特定都市河川」に指定

熊本県では、令和７年３月２８日、熊本県内で初となる特定都市河川に緑川水系竜野川を指定します。
指定に伴い、熊本県、甲佐町、熊本河川国道事務所が一堂に会し、確認式を行います。

○流域治水の本格的な実践に向けて、熊本県は流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第３条の規定に基づき、令和７年３月２８日に、緑川水系竜野川について、県内で初の特定都市河川に指定します。

○今後、竜野川流域では、県・町・国等からなる流域水害対策協議会を組織し、ハード整備の加速化、流域における貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めてまいります。

○指定日である令和７年３月２８日から、流域内における流出雨水量を増加させるおそれのある一定規模以上の開発等の行為（雨水浸透阻害行為）については、雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。

○指定に伴い、「緑川水系竜野川特定都市河川の指定」確認式を下記の日時に行います。

記

■日　　時：令和７年３月２８日（金）１５：００～（２０分程度）
■開 催 場 所：甲佐町役場　２階会議室
■出席予定者：甲佐町長、熊本県河川課長、熊本河川国道事務所長
※取材を希望される場合は、令和７年３月２７日（木）１２：００までに、別紙２「送信票」をFAXもしくはメールにて提出願います。

（添付資料）
別紙１　リーフレット
別紙２　送信票

【問い合わせ先】
熊本県　土木部　河川港湾局　河川課
課長補佐　竹本光孝
主幹　吉田達生
電話：096-333-2507（直通）
（内線 53743, 53764）
Mail：kasen@pref.kumamoto.lg.jp

別紙１

竜野川流域では
流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むため、
特定都市河川浸水被害対策法に基づき
「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の指定を行いました。（令和７年３月28日指定）

Q なぜ竜野川流域を指定するの？

A 平成28年６月や令和５年７月の豪雨では、甲佐町中心部や竜野川周辺で多くの浸水被害が発生しました。
このような浸水被害の防止を図るため、特定都市河川に指定し、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水を強力に推進します。
なお、その他の河川についても、順次、特定都市河川の指定に向けて、検討していきます。

Q 「特定都市河川」や「特定都市河川流域」に指定されるとどうなるの？

A 河道掘削などのハード整備の加速に加え、雨水の浸透を阻害する1,000㎡以上の開発について、雨水の流出抑制対策を義務付けること等により、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、水害に強いまちづくりを推進します。
特定都市河川流域内で開発を行う際は、雨水の流出抑制のための許可が必要な場合がありますので、詳細は裏面を確認ください。

Q 「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

A 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生するおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展等により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するための法律です。

詳しくはこちらをご覧ください

■特定都市河川流域（竜野川流域） 位置図

4. 特定都市河川流域における対策

■ 特定都市河川の指定後は、雨水浸透阻害行為の許可が適用される。河川管理者等が行う浸水被害防止対策の効果を損なわないようにするため、開発等による流出雨水量の増加を抑制する対策が必要となる。
■ 1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う際には、知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の整備など、対策工事が義務付けられる。

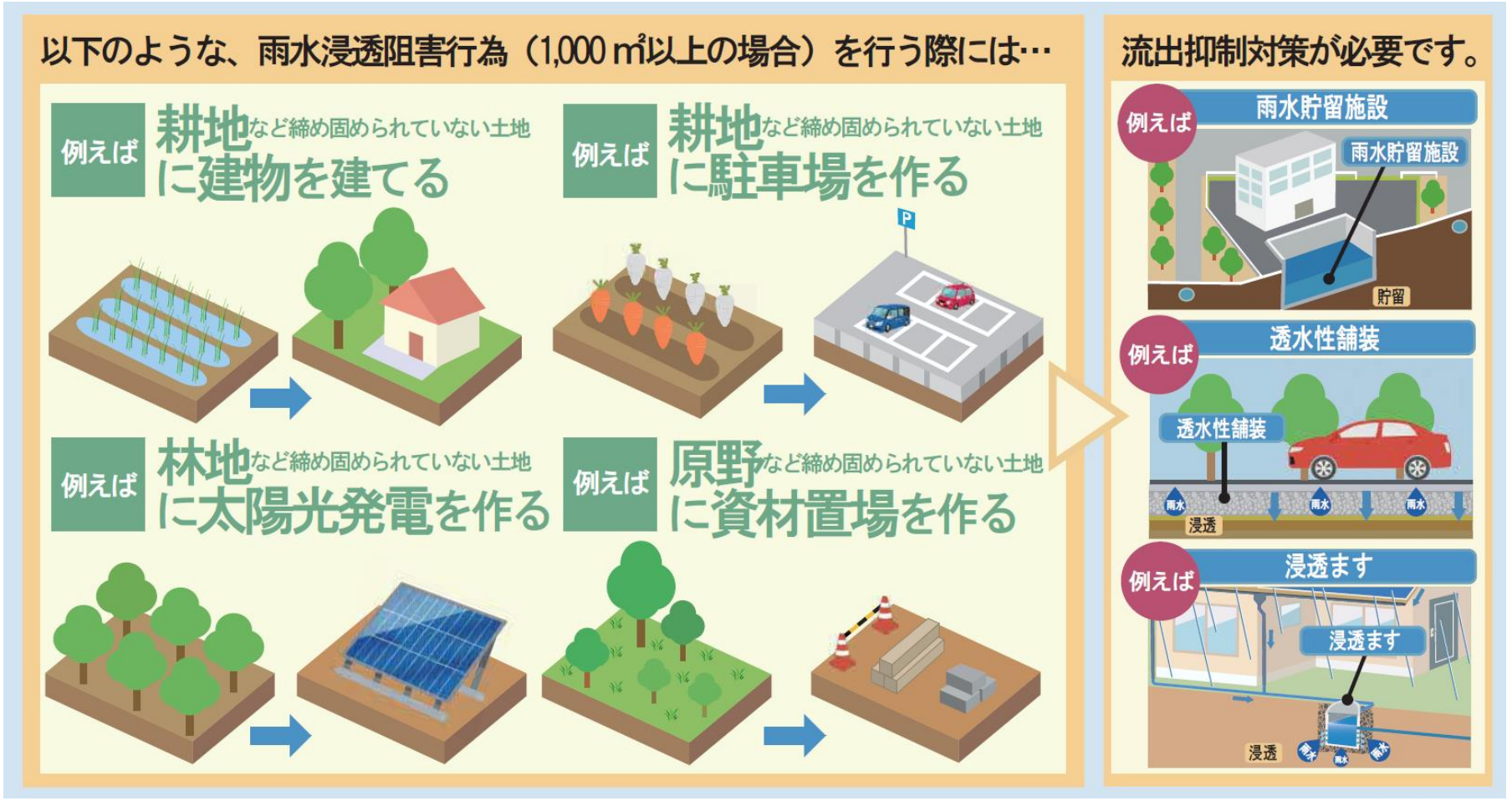

4. 特定都市河川流域における対策

■ 熊本県では、特定都市河川の指定に伴い、雨水浸透阻害行為の許可申請の参考となるよう「特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き（案）」、「雨水流出抑制設計技術基準」を作成し、県ホームページで公表。

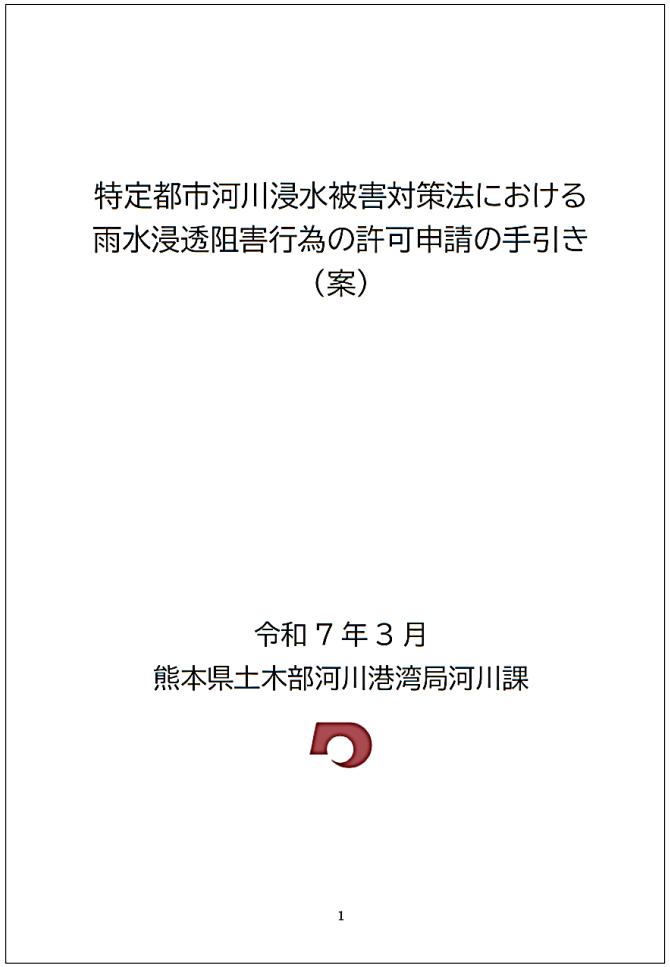
特定都市河川浸水被害対策法における
雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き
（案）

令和７年３月
熊本県土木部河川港湾局河川課

1

特定都市河川浸水被害対策法における
雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き（案）

雨水流出抑制設計技術基準

令和７年３月

熊本県土木部河川港湾局河川課

雨水流出抑制設計技術基準

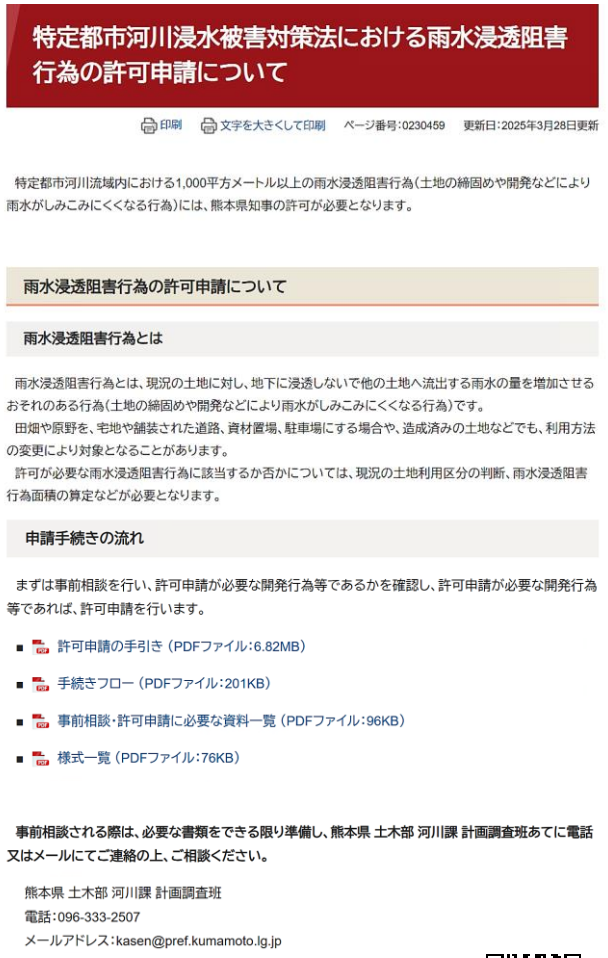
特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請について

印刷　文字を大きくして印刷　ページ番号：0230459　更新日：2025年3月28日更新

特定都市河川流域内における1,000平方メートル以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水がしみこみにくくなる行為）には、熊本県知事の許可が必要となります。

雨水浸透阻害行為の許可申請について

雨水浸透阻害行為とは

雨水浸透阻害行為とは、現況の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為（土地の締固めや開発などにより雨水がしみこみにくくなる行為）です。
田畑や原野を、宅地や舗装された道路、資材置場、駐車場にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。
許可が必要な雨水浸透阻害行為に該当するか否かについては、現況の土地利用区分の判断、雨水浸透阻害行為面積の算定などが必要となります。

申請手続きの流れ

まずは事前相談を行い、許可申請が必要な開発行為等であるかを確認し、許可申請が必要な開発行為等であれば、許可申請を行います。

- 許可申請の手引き（PDFファイル：6.82MB）
- 手続きフロー（PDFファイル：201KB）
- 事前相談・許可申請に必要な資料一覧（PDFファイル：96KB）
- 様式一覧（PDFファイル：76KB）

事前相談される際は、必要な書類をできる限り準備し、熊本県 土木部 河川課 計画調査班あてに電話又はメールにてご連絡の上、ご相談ください。

熊本県 土木部 河川課 計画調査班
電話：096-333-2507
メールアドレス：kasen@pref.kumamoto.lg.jp

＜熊本県ホームページ＞
https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/230459.html

【参考】特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

国土交通省 九州地方整備局

河川改修・下水道等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強　　等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≧30m³（条例で0.1–30m³の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体

雨水貯留浸透施設の例

雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m²※以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

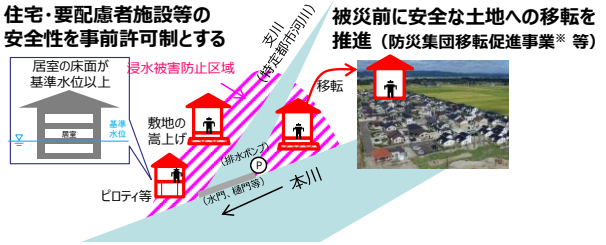

浸水被害被害防止区域における
居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能

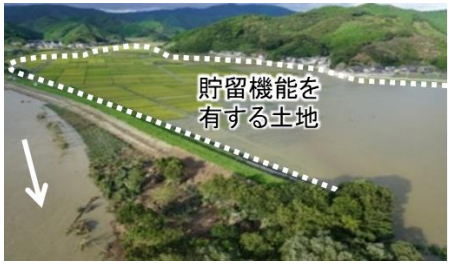

貯留機能を有する土地のイメージ

【参考】特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

国土交通省 九州地方整備局

流域水害対策計画に基づくハード対策の加速化

特定都市河川浸水被害対策推進事業（個別補助事業）の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

＜交付金事業※1＞

- 流域治水対策河川事業
- 総合治水対策特定河川事業
- 総合内水対策緊急事業
- 河川・下水道一体型豪雨対策事業
- 調節池整備事業

＜個別補助事業＞

- 事業間連携河川事業※2
- 大規模特定河川事業※2

事業の一部切り出し

個別補助事業への移行

→ 特定都市河川浸水被害対策推進事業

	河川対策	流域対策
事業メニュー	流域水害対策計画の策定※3（国庫補助率1／2）	
	河道掘削、堤防整備、遊水地の整備、輪中堤の整備、排水機場の機能増強　等	雨水貯留浸透施設※4、二線堤の整備　等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者等
国庫補助率	1／2（個別補助事業）	1／3（通常） ⇒ 1／2（個別補助事業）

※1　この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある
※2　特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施
※3　令和５年度から５年間の時限措置

流域治水整備事業（国直轄事業）の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

- 総合治水対策特定河川事業※4
- 総合内水緊急対策事業※4
- 土地利用一体型水防災事業※4

事業の発展的統合 → 流域治水整備事業

※4　令和３年度以前に採択された事業は令和４年度以降も継続

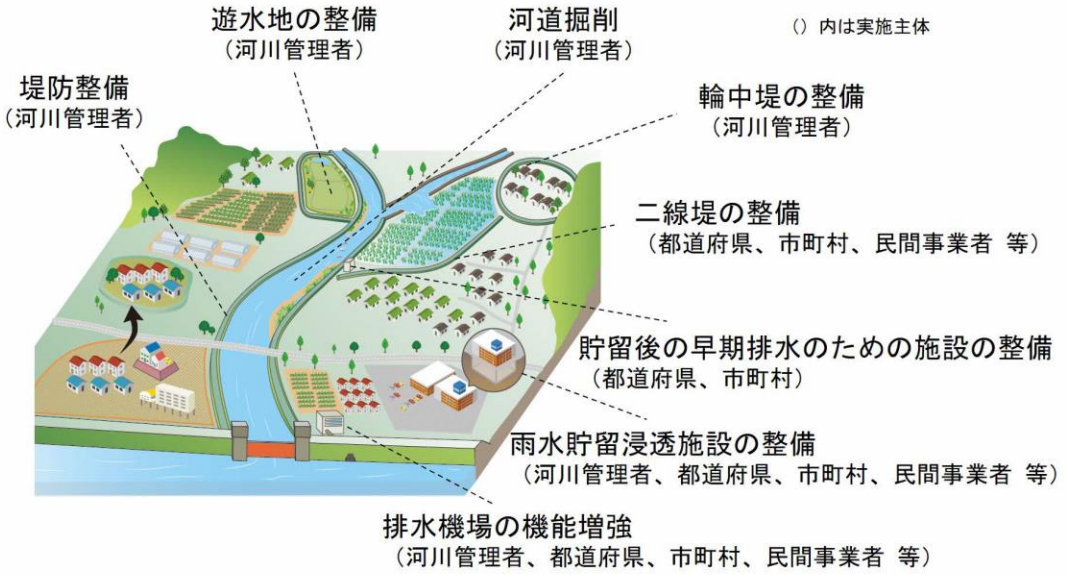

特定都市河川流域における主なハード対策

【参考】特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

国土交通省 九州地方整備局

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置（固定資産税）

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して浸水被害対策を行う「流域治水」を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設に係る特例措置を延長する。

施策の背景

○ 近年甚大な水害が毎年のように全国各地で発生。気候変動による更なる降雨量の増大や、水害の頻発化・激甚化が懸念。

○ 特に河川や下水道の整備などの地方公共団体等の取組のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域(※1)及び浸水被害対策区域(※2)においては、流域のあらゆる関係者が協働して浸水被害を防止・軽減する必要。

○ 地域における浸水被害対策に有効である都道府県等による計画認定を受けた雨水貯留浸透施設の民間事業者等による整備を一層促進するため、引き続き、税制支援が必要。

※1 特定都市河川浸水被害対策法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川の流域
※2 下水道法に基づき公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域

【雨水貯留浸透施設】
敷地内の雨水を集め、一時的に貯留・浸透させ、河川や下水道への流出雨水量を抑制させる。

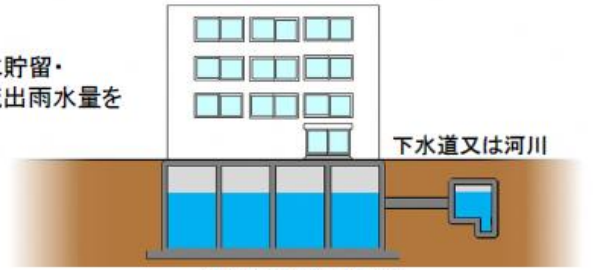

（地下貯留の場合）

＜参考＞ホテル（別府市）のケース

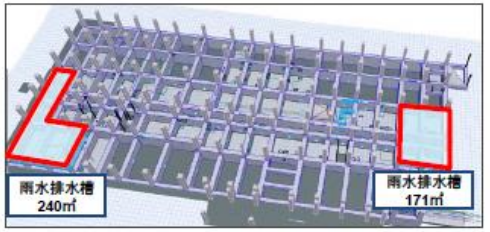

雨水貯留浸透施設

要望の結果

特例措置の内容

【固定資産税】 特定都市河川流域や浸水被害対策区域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設について、課税標準を1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：1/3）。

結　果

現行の措置を3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）延長する。

【参考】特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

貯留機能保全区域の指定に係る特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合における固定資産税等の特例措置を3年間延長する。

施策の背景

○ 都市浸水の拡大を抑制し、流域内の治水安全度の向上を図る上で、河川に隣接する低地等（河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地）の区域の保全が重要。

○ 特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川の流域において、洪水・雨水の貯留機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定し、盛土等の貯留機能を阻害する行為を抑制。

○ 区域指定に当たって必要な土地所有者の同意を得るための、インセンティブとなる負担軽減措置が必要。

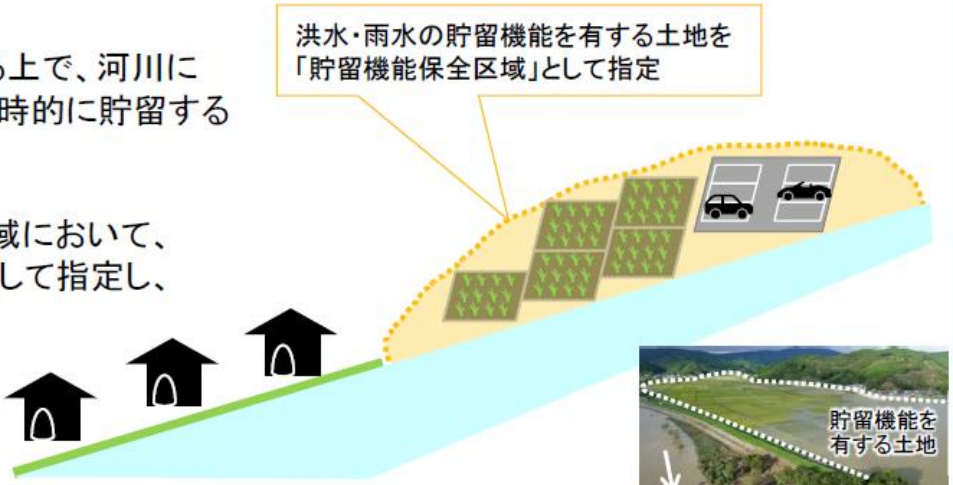

（貯留機能保全区域のイメージ図）

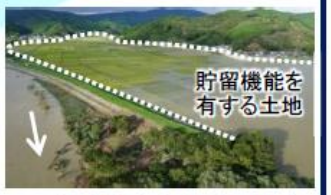

（貯留機能を有する土地の例）

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】
貯留機能保全区域の指定を受けた土地について、課税標準を3年間、2／3～5／6の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準：3／4）。

要　望

現行の措置を3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）延長する。

【参考】特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

国土交通省 九州地方整備局

浸水被害防止区域制度

○ **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため**、洪水等が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、**都道府県知事が**市町村長からの意見聴取等を実施した上で、**「浸水被害防止区域」**として**指定**し、**開発規制・建築規制**を措置することができる。

○ 開発規制については、**住宅（非自己）・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為**を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか等の**事前許可**が必要。
（あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域（レッドゾーン）に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。）

○ 建築規制については、**住宅（自己・非自己）、要配慮者施設等の建築行為**を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の**事前許可**が必要。

○ なお、都道府県知事は河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより規制の必要がなくなったと認めるときは、浸水被害防止区域の指定を解除するものとする。

【浸水被害防止区域のイメージ】

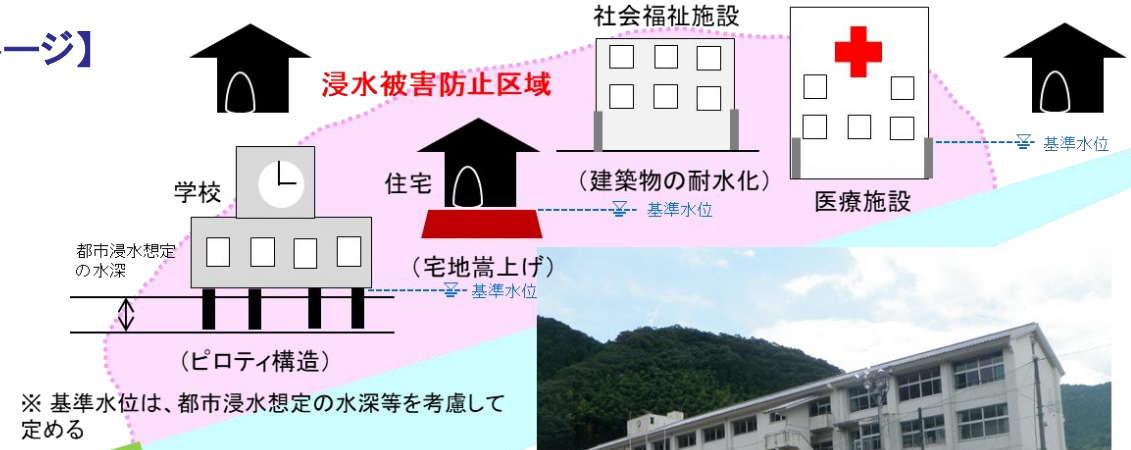

ピロティ構造の事例

【参考】特定都市河川浸水被害対策法の制度・施策等

国土交通省 九州地方整備局

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

➢ 水災害の危険性の高い地域を示す

○従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

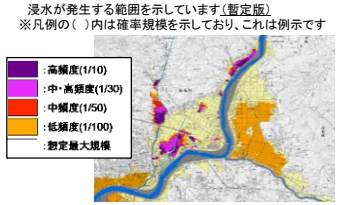

水害リスクマップの例

➢ 水災害の危険性の高い地域の 居住を避ける

○災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止（R4.4～）

○災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする（R3年度※～）
※厚生労働省予算

○災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外（R3.10～）

➢ 水災害の危険性の高い地域に 居住する場合にも命を守る

○浸水被害防止区域（災害レッドゾーンの1つ）制度を創設（R3.11～）
住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入

○既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（R4年度～）

➢ 水災害の危険性の高い地域からの 移転を促す

○被災前に安全な土地への移転を推進
－居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用（R3.11～）

※防災集団移転促進事業
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、補助対象経費の約94%を国が負担
（地方財政措置含む）

－個別住宅を対象とした移転を支援（R4年度～）

－防災指針への位置づけにより居住誘導区域への移転支援を強化（R5年度～）

居住を避ける取組

開発の原則禁止
○ 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに原則禁止とする（R4.4～）

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化
○ 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
＜厚生労働省にてR3年度より運用開始＞

（参考）災害レッドゾーン
・浸水被害防止区域（R3.11施行）
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域

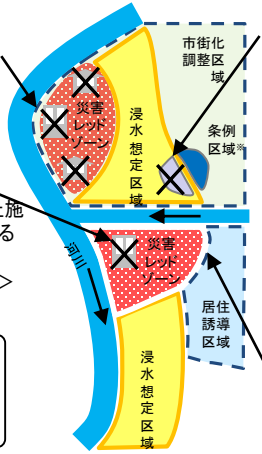

市街化調整区域内の開発許可の厳格化
○ 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外（R4.4～）
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

（参考）災害イエローゾーン
・浸水想定区域
（土地利用の動向、浸水深（3.0mを目安）等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外
○ 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置（特定都市河川浸水被害対策法）
○ 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認
－住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
－住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）
○ 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅等を追加 ＜R4年度予算より＞

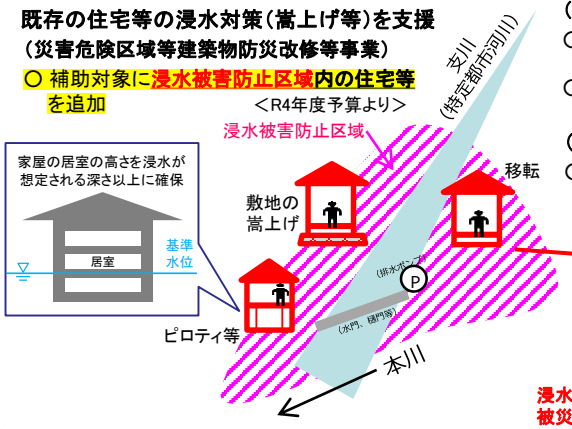

被災前に安全な土地への移転を推進
（防災集団移転促進事業）
○ 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加 ＜R3年度予算より＞
○ 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進 ＜R5年度予算より＞

（がけ地近接等危険住宅移転事業）
○ 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加 ＜R4年度予算より＞
○ 除却等費に係る補助限度額を拡充 ＜R5年度予算より＞

（都市構造再編集中支援事業）
○ 居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化 ＜R5年度予算より＞
※防災指針に即した災害リスクの高い地域

浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる